

令和3年度

事業報告書

社会福祉法人 長寿栄光会

目 次

1. 施設の概要	P 1
2. 事業運営	P 7
3. 介護保険の経過	P 8
4. 社会福祉法人による利用者負担減免について	P 10
5. 苦情解決の仕組み	P 10
6. 事業の透明性の確保について	P 11
7. 介護保険制度下での医療費控除の取り扱いについて	P 12
8. 宮の里身体拘束廃止委員会設置要綱策定及び 身体拘束廃止委員会の設置について	P 12
9. 老人福祉施設危機管理マニュアルの策定について	P 13
10. 設備及び修繕等について	P 13
11. 職員体制	P 13
12. 規則規程	P 15
13. 特別養護老人ホーム宮の里	P 16
14. 通所介護	P 25
15. 城山地域包括支援センター	P 28
16. 居宅介護支援事業	P 32
17. ケアハウス	P 33
18. 小規模多機能かんのん	P 37
19. 小規模多機能ふじおか	P 41
20. 特養ふじおか	P 45
21. 特養かわだ	P 55

1. 施設の概要

1) 設置主体 社会福祉法人 長寿栄光会

2) 所在地 宇都宮市田野町666番地2

3) 老人福祉施設の概要

- | | | |
|----------|-------|-----------------------------|
| (1) 宮の里 | 敷地面積 | 6,593.64㎡ |
| | 建物構造 | 鉄筋コンクリート造鋼板葺2階建 |
| | 延床面積 | 5,086.07㎡ |
| | 1階床面積 | 3,478.78㎡ |
| | 2階床面積 | 1,607.29㎡ |
| (2) かのん | 敷地面積 | 2,574.43㎡ |
| | 建物構造 | アスファルトルーフィングの上平形スレート葺木造平屋建て |
| | 床面積 | 313.85㎡ |
| (3) 憩いの杜 | 敷地面積 | 2,304.07㎡ |
| (4) ふじおか | 敷地面積 | 4,055㎡ |
| | 建物構造 | 木造スレート葺平屋建て |
| | 床面積 | 306.08㎡(小規模) |
| | | 1,400.00㎡(特養) |
| (5) かわだ | 敷地面積 | 4,695㎡ |
| | 建物構造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建て |
| | 延床面積 | 3,642.08㎡ |
| | 1階床面積 | 2,127.87㎡ |
| | 2階床面積 | 1,514.21㎡ |

4) 実施する事業

(1) 特別養護老人ホーム宮の里(事業所番号 0970100764)

床面積 2,816.58㎡

事業開始 平成10年5月29日

定員 70名

(2) ケアハウス宮の里(事業所番号 0970103818)

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

床面積 1,764.48㎡

事業開始 平成10年5月29日

定員 20名

(3) 通所介護宮の里 (事業所番号 0970100079)

介護予防通所介護生活介護

床面積 386.68㎡

事業開始 平成10年5月29日

定員 40名

(4) 城山地域包括支援センター (事業所番号 0900100207)

在宅介護支援センター宮の里

床面積 88.33㎡

事業開始 平成10年5月29日

(5) 居宅介護支援事業宮の里 (事業所番号 0970100079)

床面積 82.50㎡

事業開始 平成12年2月1日

(6) 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護事業所かんのん (事業所番号 0990100109)

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所かんのん

床面積 313.85㎡

事業開始 平成20年3月1日

登録 29名

(7) 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護事業所ふじおか (事業所番号 099010016)

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ふじおか

床面積 306.08㎡

事業開始 平成21年5月1日

登録 29名

(8) 介護保険対象外サービス (宇都宮市委託事業・公益事業)

生活支援型ホームヘルプサービス事業

生活管理指導型短期宿泊事業

(9) 特別養護老人ホーム宮の里かわだ (事業所番号 0970105391)

床面積 1階 2,127.87㎡

2階 1,514.21㎡

(平成29年1月4日 医務室増床)

事業開始 平成23年4月1日

定員 70名

(10) 短期入所生活介護宮の里かわだ (事業所番号 0970105433)

床面積 2階 393.69㎡
事業開始 平成23年7月1日 (平成23年4月1日指定)
定員 10名

(11) 地域密着型特別養護老人ホーム宮の里ふじおか

(事業所番号 0990100372)

床面積 1,400.00㎡
事業開始 平成24年5月1日
定員 29名

5) 嘱託医及び協力病院

加瀬医院	駒生町2丁目2番8号	TEL 622-2174
宇都宮第一病院	宝木本町2313番地	TEL 665-5111
鷺谷病院	下荒針町3618番地	TEL 648-3851
沼尾病院	星が丘1丁目7番38号	TEL 622-2222
やはぎ整形外科クリニック	宝木本町1104-263	TEL 666-1850
三木歯科医院	駒生町2335番地3	TEL 652-0648
岩本歯科医院	鶴田町251番地4	TEL 648-8148
宇都宮記念病院	大通り1-3-16	TEL 622-7831
宇都宮脳脊髄センター	一番町1-18	TEL 633-0201
松本医院	宝木本町2058-5	TEL 665-0975
宇都宮中央病院	東宿郷2丁目1-1	TEL 635-1110
宇都宮南病院	八千代1丁目2-11	TEL 658-5511
アピタ浅井歯科クリニック	江曾島本町22-7	TEL 615-1182
宇都宮病院	陽南4丁目6番34号	TEL 658-2121
イクシーファミリー歯科	鹿沼市西茂呂4-41-2	TEL 0289-62-4184

7) その他の協力者

理学療法士・作業療法士
書道クラブ指導者
園芸クラブ（いやしの園芸）
理・美容師

8) 業務

(1) 特別養護老人ホーム宮の里

施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、個に応じて、入浴・排泄・食事等の介護，相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者自らもその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助する。

(2) ケアハウス宮の里

「可能な限り在宅で生活したい。しかし、そうするには身体的・精神的に不安がある」人達を、できるだけ「在宅」に近い環境で日常の基本的なサービス（食事・入浴）を提供し、高齢者のケアに配慮しつつ、自立した生活を確保するための福祉機能と生活機能を併せ持った施設である。しかし、生活援助サービスは最小限であり入居者自身の自立生活を支援する。

施設が行う特定施設入居者生活介護事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行うことにより、要介護状態等になった場合でも日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

また、介護予防特定施設入居者生活介護も併せて実施する。

(3) 通所介護宮の里

在宅の要介護者に対し、通所により送迎や入浴・給食・日常動作訓練などを提供し、生活の助長、社会孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。また、介護予防通所介護も併せて実施する。

(4) 城山地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項の定義のとおり、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のうちの包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置される。

(在宅介護支援センター宮の里)

在宅の要援護老人の介護者等に、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護老人及びその介護者の介護等に関するニーズに対応した各種の保健福祉サービスが受けられるよう、市及び行政機関等との連絡調整等の便宜を供与し、要援護老人及びその家族の福祉の向上を図る。

(5) 居宅介護支援事業宮の里

要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。

(6) 小規模多機能型居宅介護事業所かんのん

「通い」機能を中心に利用者の24時間の生活を支え、必要に応じて「宿泊」や「訪問」を行うことで、在宅生活の継続を確保します。

さらに、支援すべてにおいて、利用される一人ひとりが望む地域での暮らし方を尊重し、必要に応じて自らのもつ機能を柔軟に生かしながらサービスを提供し、利用者がそれまで築いてきた地域や家族との関係を配慮し支援する。

(7) 小規模多機能型居宅介護事業所ふじおか

「通い」機能を中心に利用者の24時間の生活を支え、必要に応じて「宿泊」や「訪問」を行うことで、在宅生活の継続を確保します。

さらに、支援すべてにおいて、利用される一人ひとりが望む地域での暮らし方を尊重し、必要に応じて自らのもつ機能を柔軟に生かしながらサービスを提供し、利用者がそれまで築いてきた地域や家族との関係を配慮し支援する。

(8) 介護保険対象外事業

- 1) 生活支援型ホームヘルプサービス
- 2) 生活管理指導型短期宿泊事業

(9) 特別養護老人ホーム宮の里かわだ

ユニットケアの手法を活かし、入居者一人一人の生活習慣や好みを尊重し、今までの生活が継続される支援をする。また個々の介護計画に基づき、食事・排泄・入浴・余暇活動等の生活支援を実施すると同時に、入居者自らの能力に応じた、自立した生活が送れるように自立支援をする。

(10) 短期入所生活介護宮の里かわだ

介護されているご家族が、病気・冠婚葬祭・介護休養などの都合で介護をすることができない場合に、一定期間の入所で食事・排泄・入浴などの介護サービスを提供する。

また、介護予防短期入所生活介護も併せて実施する。

(11) 特別養護老人ホーム宮の里ふじおか

ユニットケアの手法を活かし、入居者一人ひとりの生活習慣や好みを尊重しながら、可能な限り入所者の暮らしが継続できるよう支援する。また、個々の介護計画に基づき、他職種協働により課題がある部分の生活支援を実施すると同時に、地域密着型として地域交流、家族交流を積極的に取り入れながら、入居者の有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう援助する。

2. 事業運営

豊かなやすらぎのある高齢社会を目指し、地域福祉の拠点を標榜する宮の里は、老人福祉総合施設としてより良いサービスの向上を図るため、以下の基本方針を基に事業運営を行った。

- 1) 特別養護老人ホーム、通所介護、地域包括支援センター、ケアハウス（特定施設入居者生活介護）、短期入所生活介護、居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護等は、それぞれ固有の機能を十分に発揮するように努めるとともに、一つの総合的なサービス提供の場として据え、施設の社会資源（ヒト・モノ）について有機的な有効活用を図り、利用者や地域のニーズに幅広く対応するよう努めた。
- 2) 地域における複合的的老人福祉施設として、地域に向けて積極的かつ継続的な交流を行い、情報の収集・発進に努めて地域に眠る社会資源を掘り起こし、福祉ネットワーク（施設・地域の社会資源と高齢者のニーズを結ぶ組織）づくりを推進した。特に特別養護老人ホーム宮の里かわだにおいて、地域交流スペースを活用し、その地区の地域包括支援センター介護支援専門員の会議の場として提供し、福祉ネットワーク作りを推進した。
- 3) 特養・在宅サービス部門及びケアハウスにおいては、利用者の個別ニーズの把握に努め、総合的・系統的な個別処遇を実施し、生きがいと意欲を持って「自立」した生活が営めるような援助体系の構築をすすめた。
- 4) 居宅介護支援事業は、利用者が可能な限り在宅において自立した生活ができるよう利用者の選択に基づき、適切な介護計画の提供に努めた。
- 5) 在宅介護支援センター事業は、国が推進する在宅高齢者福祉対策事業のひとつに挙げられている事業であり、高齢者等が住み慣れた地域において安心して生活できる環境づくりなど、在宅の高齢者を支援する各種事業を展開した。
- 6) 職員は、事業運営に掲げた目標達成に向け、全体としてきめ細かなチーム処遇が効率良く展開出来るような専門性の向上等、自らの資質を高める努力を行った。
法人は資質向上にあたって、研修・福利厚生・職員参加等、職員の達成感・充足感を促す支援・便宜を供与した。

地域包括支援センターは、生活圏域で地域包括ケアを有効に機能させるために、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士といった専門職種を配置し、多職種が力を合わせ、その専門知識や技能を互いに活かしながら地域での各種のサービスや住民活動を結びつけ、地域のネットワークを第一の柱としながら、個別サービスのコーディネートをもうる地域の中核機関として努めた。

※ 令和3年度実施した事業

- 1) 理事会7回開催
 - 通常開催 令和3年6月1日(第75回)(第76回)、令和3年6月22日(第77回)
 - 持ち回り 令和3年7月7日(第78回)、令和3年11月1日(第79回)
令和3年3月30日(第80回)(第81回)
- 2) 評議員会1回開催
 - 通常開催 令和3年6月22日
- 3) 評議員選任・解任委員会1回開催
 - 通常開催 令和3年6月4日
- 4) 新入職員入社式 令和3年4月1日 5名
- 5) 職員健康診断
 - 令和3年5月6日 宮の里、小多機かんのん、特養宮の里かわだ
 - 令和3年5月13日 特養宮の里ふじおか、小多機ふじおか
- 6) 監査
 - 社会福祉業務指導監査(書面監査)
 - 令和3年11月19日 特養宮の里、ケアハウス、宮の里かわだ、宮の里ふじおか

3. 介護保険の経過

介護保険は、21世紀に向けた社会保障改革の先駆けとして実現を見た。そこには、従来の社会保障にはない考え方や仕組みの新機軸も数多く組み込まれた。例えば、「利用者自身による選択・決定」「福祉と医療の連携」「在宅福祉への企業の参入」「高齢者による応分の保険料負担・利用料負担」「年金からの保険料天引き」「要介護認定、介護報酬請求におけるITの活用」等々である。

介護保険が実施されてからおおむね順調に運営されている。

しかし、この間、高齢化が進むと同時に、介護認定を受けて在宅介護事業を利用される方々が大幅に増えたことから制度の基本理念である高齢者の「自立支援」「尊厳の保持」を基本としつつ制度の持続可能性を高めていくためとして経費削減の改革法案が成立した。

介護保険制度改正の経緯

平成12年4月介護保険法施行されて、平成17年改正(平成18年4月施行)については

- (1) 介護予防の重視：要支援者への給付を介護予防給付。介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施。介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業の実施。
- (2) 施設給付の見直し：食費、居住費を保険給付の対象外に。所得の低い方への補足給付。
- (3) 地域密着サービスの創設：介護サービス情報の公表、負担能力をきめ細かく反映した第1号保険料の設定など

平成20年改正(平成21年5月施行)については

- (1) 介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備。休止、廃止のサービス確保の義務化など。

平成 23 年改正（平成 24 年 4 月施行）については

- (1) 地域包括ケアの推進：24 時間対応の定期巡回、随時対応サービスや複合型サービスの創設。介護予防・日常生活支援総合事業の創設。介護療養病床の廃止期限の猶予。
- (2) 介護職員によるたんの吸引等。有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護。
- (3) 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和。地域密着型サービスの公募・選考による指定を可能に。各都道府県の財政安定化基金の取り崩しなど。

平成 26 年改正（平成 27 年 4 月から順次施行）については

- (1) 在宅医療：介護連携の推進等の地域支援事業の充実、予防給付のうち訪問介護、通所介護を地域支援事業に移行し多様化、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護 3 以上に重点化。
- (2) 低所得者の保険料の軽減拡大：一定以上所有者の自己負担引き上げ、補足給付の資産等の勘案など、となっております。

介護職員の処遇改善に関する見直しについては、介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的から経過的な取扱いとして、平成 24 年 4 月より平成 27 年 3 月 31 日までの間、介護職員処遇改善加算を創設し、基本的に現行の交付金のスキームを継続します。今回も対象は「介護職員」のみになります。

なお、平成 27 年 4 月 1 日以降については、次期介護報酬改定において、各サービスの基本サービス費において適切に評価を行うものとします。

平成 27 年度の介護報酬改正は、2025 年（平成 37 年）に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していくため、平成 26 年度制度改正の趣旨を踏まえて ①中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化 ②介護人材確保対策の推進 ③サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった基本的な考え方に基づき行うものである。これらとともに、賃金・物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえた介護報酬の改定率は、全体で▲2.27%である。

令和元年度介護報酬改定は、介護人材確保の取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるため、10 月の消費税引上げに伴う対応として公費 1000 億円を投じて「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。経験・技能のある介護職員のうち 1 人以上は月額 8 万円以上又は、年収 440 万円以上にすること。加算の配分方法は経験・技能のある介護職員に対して、他の介護職員は半分、その他の職種は 4 分の 1、又は経験・技能のある介護職員に対して、他の介護職員は半分、その他の職種 0、或いは、全て経験・技能のある介護職員にすることなど法人の裁量に任せて配分し、介護職員の賃金を向上させるものである。

令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業が下記の通り実施された。

- (1) 介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援費
 - ① 最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築するための支援として「かかり増し費用」を支給する。
 - ② 都道府県において、消毒液・マスク等を備蓄・管理するとともに、都道府県の判断により、介護サービス事業所等に配布できる体制を構築する。
- (2) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

(3) 介護サービス再開に向けた支援事業

「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場所」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する購入費用の支援

令和3年度においては、前年度に引き続きコロナ対策に重点を置かれた。

職員処遇においては、令和4年2月から令和4年9月まで「処遇改善支援補助金」の交付が決定した。

4. 社会福祉法人による利用者負担減免について

社会福祉法人の社会的役割に鑑み、介護保険サービスの提供を行う長寿栄光会は低所得者で特に生計が困難である者について平成12年8月から利用者負担を減免した。

対象となる方は、次のいずれかに該当する方です。

- ①市町村民税が世帯非課税で、かつ高齢福祉年金を受けている方
 - ②市町村民税が世帯非課税で、かつ前年の収入の額が130万円未満の方
 - ③その他、市町村民税が世帯非課税で、かつ特に生計が困難であると市長が認めた方
- 令和3年度は、宮の里かわだ特養1名、短期入所で1名の該当者がおりました。

5. 苦情解決の仕組み

社会福祉法第82条の規定により、長寿栄光会は平成12年11月8日の役員会において利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えた。

	(宮の里)	(宮の里かわだ)	(宮の里ふじおか)
1. 苦情解決責任者	施設長	施設長	施設長
2. 苦情受付担当者	生活相談員	生活相談員	生活相談員
3. 第三者委員	公認会計士・民生委員（共通）		

4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は、面談・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることにもできる。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付け、苦情解決責任者と第三者委員に報告。

第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知する。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決する。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができる。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等確認

(4) 栃木県「運営適正化委員会」の紹介（介護保険事業者は国保連、市町村も紹介）

本法人で解決できない苦情は、宇都宮市社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会」に申し立てることができる。

5. 利用者等への周知

宮の里

- (1) 平成12年8月31日 特別養護老人ホーム宮の里家族の役員会において「苦情相談窓口」の設置について説明。同日宮の里受付カウンターに「苦情相談受付箱」を設置
- (2) 平成12年11月9日 理事長名にて利用者・ご家族に対し「苦情申出窓口」の設置についての通知文を郵送し、周知を図った
- (3) 平成13年6月10日 宮の里家族の会総会において、平成12年度事業報告の説明の中で「苦情相談」について説明
- (4) 契約時苦情受付窓口や受付箱についての説明を行っている

宮の里かわだ

- (1) 平成23年4月1日 特別養護老人ホーム宮の里かわだ受付カウンターに「苦情相談受付箱」を設置
- (2) 契約時苦情受付窓口や受付箱についての説明を行っている

宮の里ふじおか

- (1) 平成24年5月1日 特別養護老人ホーム宮の里ふじおか受付カウンターに「苦情相談受付箱」を設置
- (2) 契約時苦情受付窓口や受付箱についての説明を行っている。

6. 事業の透明性の確保について

社会福祉法第24条において、社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供するサービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないと定めている。

このことから長寿栄光会は、栃木県が実施する「特別養護老人ホーム・老人保険施設のサービス評価基準」に基づく「サービス自己評価結果」を平成11年度分から公表することとした。

なお、独立行政法人福祉医療機構が行う「ワムネット自己評価情報」に平成15年3月から公表し、通所介護及び居宅介護支援事業を平成16年3月から公表した。

また、社会福祉法第44条の規定により作成する事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書に関する監事の意見を記載した書面を備え、長寿栄光会が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供することとした。

7. 介護保険制度下での医療費控除の取り扱いについて

1. 介護老人福祉施設

(1) 対象者

介護度原則3～5の要介護認定を受け、指定介護老人福祉施設に入所する者

(2) 対象費用の額

介護費に係る自己負担額及び食費に係る自己負担額として支払った額の2分の1に相当する金額

(3) 領収書

上記介護費に係る自己負担額、食費に係る自己負担額及びその他の費用（日用品、金銭管理費、特別な食事の費用等）を区別して金額を記載する

2. 居宅介護サービス

(1) 対象者 次の①及び②のいずれの要件も満たす者

① 居宅介護サービス計画に基づいて、居宅サービスを利用すること

② ①の居宅サービス計画に次に掲げるサービスのいずれかが位置づけられること

訪問介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、

通所リハビリテーション、短期入所療養介護

(2) 対象となる居宅サービス

(1)の②に掲げる居宅サービスと併せて利用する次に掲げる居宅サービス

訪問介護（家事援助が中心であるものを除く）、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護

なお、(1)の②に掲げる医療系の居宅サービスの費用については、(1)の対象者の要件を満たすか否かに係らず利用者の自己負担金額が医療費控除の対象となる

(3) 対象費用の額

居宅サービスに要する費用に係る自己負担額

(4) 領収書

上記居宅サービスに要する費用に係る自己負担金額及びその他の費用に区分した金額のほか、居宅サービス計画を作成した事業者名を記載する。

8. 宮の里身体拘束廃止委員会設置要綱策定及び

身体拘束廃止委員会の設置について

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者の生活の質を根本から損なう危険性を有している。身体拘束によって、高齢者の身体機能は低下し、寝たきりにつながる恐れがある。さらに、人間としての尊厳も侵され、時には死期を早めるケースも生じかねない。

それ故に、身体拘束の問題は高齢者ケアの基本的なあり方に関わるものであり、宮の里役職員及び家族が一致協力して身体拘束を廃止しようと取り組むものである。

9. 老人福祉施設危機管理マニュアルの策定について

昨今、災害や食中毒など非日常的な事柄に対する危機管理体制の必要性が強調されています。危機管理には、予期できる事態の最悪に備えるということが鉄則となっています。

したがって、宮の里にどのような危機が想定されるかを漏れなく挙げ、それらに対して取り得るあらゆる方策・体制を準備しておく必要があります。

このため、的確な状況把握、迅速な初動対応、連絡網の整備など体制の整備としてマニュアルを作成し、事件・事故に的確に対応することとした。

10. 設備及び修繕等について

令和3年度は、下記の通り実施した。

- 1) 令和3年7月 特養宮の里 高圧電力設備更新工事
- 2) 令和3年8月 特養宮の里 浴槽改修工事
- 3) 令和3年9月 特養宮の里 キッチン入替工事
- 4) 令和3年12月 特養宮の里 介護用ベット9台購入
- 5) 令和4年3月 特養宮の里かわだ 汚物除去機購入
- 6) 令和4年3月 特養宮の里かわだ 簡易陰圧装置の設置

11. 職員体制

1) 総合的視野に立った人事配置

特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護、地域包括支援センター、ケアハウス（特定施設入居者生活介護）、居宅介護支援事業、及び小規模多機能型居宅介護事業、それぞれ事業の機能を十分に発揮するとともに1つの総合的なサービス提供の場となるよう人員の配置を行った。

2) 職員の職種

社会福祉法人長寿栄光会就業規則第2条（職員の職種）による職員体制をとった。特に特別養護老人ホームなど8つの事業に運営の要として、それぞれ生活相談員を配置し、介護職に大学・短大・専門学校卒業の介護福祉士、また看護師、准看護師、管理栄養士、及び介護支援専門員などを配置し、多種多様な専門職が相互に連帯し、福祉効果を最大限に発揮するように努めた。

3) 業務分掌の明確化

職員の職種に基づく標準職務表を作成し、職種別、個人別業務分掌を明らかにして、各人の自覚と責任ある業務の遂行をめざした。

4) 主任介護職

介護職員は正職員、パート等を採用したことから、中心的なリーダーとして、主任介護職制をとり、宮の里らしい介護職員の育成に配慮した。

5) 施設長と職員の個別面接の実施

お年寄りには基本的な欲求があり、その欲求に応えながら援助関係をうちたてていかなければならないということを中心にして以下の項目について話し合った。

- (1) 運営規程、法令遵守、守秘義務、身体拘束、虐待
- (2) 職場内の人間関係
- (3) ストレス
- (4) 言葉遣い
- (5) 得意なもの
- (6) 施設に対する意見
- (7) 施設運営の心構え

6) 福祉施設サービス事業の評価

質の高い福祉サービスの提供を行うため、サービス水準の向上、効率化及び適応化が図られるよう処遇の自己評価を実施した。

7) 施設外研修

栃木県、宇都宮市、県老協、栃木県介護労働安定センター等各団体等が開催する研修会に出席させた。

1 2. 規則規定

長寿栄光会	定款	有期雇用職員就業規則
	就業規則	防災規程
	給与規程	防火管理規程
	旅費支給規程	文書管理規程
	役員等旅費規程	事務取扱規程
	経理規程	特別養護老人ホーム宮の里管理規程
	育児休業等規則	ケアハウス宮の里管理規程
	介護休業規則	自動車事故取扱規程
	母子健康管理に関する規則	非常勤ホームヘルパー就業規則
	入所者預り金取扱規程	私有車業務上使用規則
	個人情報管理規定	再雇用の嘱託規定
	服務規定	
長寿栄光会	指定居宅介護支援事業運営規程	
	指定訪問介護事業者運営規程	
	指定通所介護事業者運営規程	
	指定短期入所生活介護事業者運営規程	
	指定介護老人福祉施設運営規程	
	指定特定施設入居者生活介護運営規程	